

日 薬 業 発 第 2 9 号
令和 4 年 4 月 2 0 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

3 月 21 日をもってまん延防止等重点措置が全面解除となった後においても、全国の新規感染者数の増加傾向が続いていることを踏まえ、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医政局より都道府県等宛、連休時においても各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう通知されておりますので、お知らせいたします。

また、ラゲブリオについては、本日時点において、

- ・ 「供給を担う薬局」(※) の在庫上限を 50 に引き上げ ^{注)} 京都府は上限「40」と薬務課より連絡有
- ・ 「供給を担う薬局」以外の対応薬局においても、クラスター発生などの場合には上限なく発注可能（基本的に翌日配送）
- ・ 製薬会社及び卸のゴールデンウィーク中の配送体制について、ゴールデンウィーク中は連休を作らず隔日で配送日を設ける等の対応

との状況である旨、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より情報を得ておりますので、あわせてお知らせいたします。

各都道府県薬剤師会におかれては、例年、連休中の医療提供体制、医薬品提供体制についてご対応いただいていることと存じますが、特に、ラゲブリオ、パキロビッドの提供体制の確保、また各都道府県における検査事業への対応、医療用抗原定性検査キットの販売の体制につきましても、引き続きのご対応をよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- ・ ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について
(令和 4 年 4 月 13 日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等より都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡)

※「供給を担う薬局」とは、クラスター対応等を行うため、在庫を多めに確保している薬局です。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚 生 労 働 省 医 政 局

ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について

医療機関や自治体、保健所の職員の皆様をはじめ、一連の新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれては、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心より感謝いたします。

現在、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（令和 4 年 3 月 18 日付け事務連絡）に基づき、保健・医療提供体制の対策徹底・強化に係る取組をお願いしているところです。

また、各都道府県におかれては、例年、ゴールデンウィーク等の連休時であっても、必要な医療提供体制を確保していただいているものと承知しておりますが、3 月 21 日をもって、まん延防止等重点措置について全面解除となった後、直近の 1 週間では、全国の新規感染者数の増加傾向が続いていること（令和 4 年 4 月 13 日時点での厚生労働省アドバイザリーボードにおける評価）を踏まえると、連休時においても新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の増加が想定されるため、引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することが重要です。

つきましては、特に高齢者施設等における医療支援の更なる強化をはじめとした流行再拡大への対応のため、保健・医療提供体制の対策を徹底・強化するとともに、連休時においても各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、各都道府県におかれては、下記に記載の内容について、必要に応じて、保健所設置市及び特別区を含む基礎自治体、都道府県医師会、郡市区医師会を含めた関係者と十分な協議を行っていただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

- ① 連休時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関や新型コロナウイルス感染症疑い救急患者や入院患者の受入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行っておくこと。
- ② 受診・相談センターについては、全都道府県で夜間・土日も含め 24 時間対応可能な体制を整備いただいているところであるが、新型コロナウイルス感染が疑われる方が即座に相談できる体制を確保できるよう、必要に応じて体制を拡充するとともに、連休時においてもその体制を引き続き確保すること。
なお、各医療機関において、通常の夜間・土日と異なる体制がとられることが想定されるため、連休時の受診、電話相談、受診調整に対応可能な医療機関を事前に調整のうえ、確保しておくこと。また、発熱患者等が円滑に相談できるよう、連休時に連絡可能な相談窓口等の公表についても検討すること。
- ③ また、急な感染拡大に備え、確保病床や、臨時の医療施設・入院待機施設について、即座に稼働できるよう、必要な準備を確認しておくこと。加えて、地域の実情に応じた病院毎の役割分担の明確化や関係者の連携、新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整等について、連休前に改めて確認をしておくこと。さらに、救急搬送困難事案が下げ止まっている状況を踏まえ、連休時における救急搬送受入体制を構築すること。
- ④ 物資については、連休時においても医療関係物資の需給の逼迫状況に応じて都道府県等の備蓄品等を必要とする医療機関に迅速に供給するため、必要に応じて備蓄品等を買増すとともに配送体制を確保しておくこと。
- ⑤ PCR 検査等の検査の体制については、連休時においても、必要な検査を迅速に行える体制を整備する必要がある。このため、「ゴールデンウィークにおける新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査等の体制整備について（協力依頼）」（令和 4 年 4 月 12 日付け事務連絡）において、民間検査機関に対し、連休時においても、需要に応じた検査が受託できるよう体制を整えること等を依頼している。各自治体においては、あらかじめ、民間検査機関等に対して連休時における検査数の予測を伝達したり、民間検査機関から医療機関等への検査結果の報告に遅れが生じないような体制を整えたりするなど、関係者と十分な連携を図り、必要な検査体制を確保すること。

⑥ 保健所の体制については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和４年２月９日付け事務連絡）及び「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月１６日付け事務連絡）に基づき、保健所業務の重点化を行っていただき、重症化リスクの高い感染者に対する対応を行っていただくなど、地域の実情に応じて適切ご対応いただいているところである。また、「新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の保健所等の体制について」（令和４年４月４日付け事務連絡）に基づき、HER-SYS 等システムの一層の活用を進めるとともに、外部委託や一元化を原則として体制を整備していただくようお願いしているところであり、連休時においては地域の医療機関も含め通常の夜間・土日と異なる体制が取られることが想定されるため医療機関等との事前の調整を行い、HER-SYS による発生届の徹底や健康観察等の実施体制を確保し、さらに、保健所支援のための人材バンク（IHEAT：アイヒート）をより一層活用いただくなど、必要な体制確保に取り組むこと。

⑦ 医療提供体制の確保に係る地域の取組の一環として、新たな医療機関の開設や病床等の構造設備の変更等が行われる場合も想定される。その際の手続については「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和２年４月１７日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）でお示ししているところであり、連休時においても当該手続に支障が生じないように、必要な相談体制を確保すること。

また、医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく届出は省略して差し支えないこと。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和２年４月１７日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

⑧ 「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた

対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和４年４月４日付け事務連絡）により、高齢者施設等における医療支援の強化をお願いしているところであるが、連休時においても、高齢者施設等からの連絡・要請に応じ、感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制を保持していただくとともに、高齢者施設等に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制を構築すること。

- ⑨ 感染拡大時における都道府県への本省職員及び地方厚生（支）局職員の派遣や都道府県間の広域調整の支援（他都道府県からの応援に係る調整支援等）、国の関係機関との調整（都道府県知事からの要請による自衛隊の災害派遣に係る調整等）など、必要な支援については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の地域支援班に相談されたい。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による支援要請を行う場合の調整要領について」（令和２年７月２８日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652674.pdf>

以上